

駐日留学生監督処監督「周憲文」の経歴——その光と影

孫 安石

一．資料調査のこぼれ話——履歴書を探す

日中関係史研究の重要な一部をなす中国人留學生の活動については実藤恵秀、阿部洋両氏の先行研究が存在し、近年は神奈川大学の研究グループにより新たな研究成果が発表されつつある。また、資料の面でも留學生監督処が発行した『官報』や『日華学報』の復刻などが進んでいるほか、日本では外務省外交史料館が所蔵する中国人留學生に関連する戦前期の資料が国立公文書館付属のアジア歴史資料センター (<http://www.jacar.go.jp/>) で公開されるなど、清末から中華民国時期にいたるまでの中国人留學生史、日中関係史研究のための資料状況は整いつつあるといえよう。⁽¹⁾

筆者もこれらの公開資料の恩恵を受け、従来の留學生研究では十分に明らかにされていない駐日留學生監督処の運営状況の一部を解明する論考を準備中であるが、その中でなかなか手間のかかることのひとつが、留學生個人の経歴などを確認する作業がある。難儀な作業ではあるが、留學生本人が奨学金を申請する過程で作成し

た履歴書が日本の外務省記録に含まれている場合や、留学生監督処が実施した中国人留學生の在籍調査の添付資料として履歴書が存在する場合など、個人履歴の詳細がわかる資料に出会うことがある。このような出会いは研究者にとっては望外な喜びになる。

留学生監督処の関連資料を収集するなかで、知り合いの研究者から一九三四年に駐日留學生監督を務めた周憲文が「留日学務近状一瞥」という一文を『教育雑誌』第二四卷、第一号（一九三四年）に投稿している事実を紹介してもらい、この周憲文という人物の経歴について興味を覚えた。⁽²⁾ 同記事によれば、周憲文は「かつて日本に留学した経験があるが、今回の赴任はまだ日が浅く、現状が把握できていない。今後日本各地の留學生関連業務を視察する計画があるが、いまのところ中国人留學生の登録作業がやっと終わったところである」と前置きしながらも、当時の中国人留學生関連業務を改善すべき方向として、

- (1) 日本の実情に合わせ留学規定を改定すること、
 - (2) 中国国内の需要に答えるために自然科学系の人員を増加させること、
 - (3) 義和団賠償金を利用した東方文化事業の予算執行を中国が主体になり実施すること、
 - (4) 留學生の学問のレベルを高めるために奨励策が必要であること、
 - (5) 中国国内が必要とする人材と留學生の需要を調整すること、
 - (6) 駐日留學生監督処がその組織と職責を全うすべきある、
- という方策を提示している。そのために駐日留學生監督処も、(1) 根拠のないことを言わない、(2) 留學生教育に関連する業務を政治や外交に利用しない、(3) 学生を利用し、自分の利益にしないこと、を約束すべ

きであると述べている。これらの改善策について、本人は来日して日が浅いという謙虚な表現の中提示しているが、実は一九二〇年代以降、中国人留学生関連業務が繰り返し直面することになる問題を指摘しており、注目に値いするものである。それではこの周憲文という人物の経歴はどのようなものだろうか。

ここで一つ駐日留学生監督処の名称について触れておく。駐日留学生監督所の名称は、残されている中国と日本側の外交文書などに見られる公印や便箋、また文章では中華民国「駐日学生監督処」、「留日学生監督処」、「駐日留学生監督処」などが混在している。制度・組織上の変更があったことが推測されるが、それらを中国の教育部檔案で跡づけることは現時点ではできていない。そこで、本稿では、用語の混乱はみられるものの、「駐日留学生監督処」という名称を使用することにする。また、資料の引用にあたってはカタカナを平仮名に、旧漢字を新漢字にしたほか、適宜句読点を補った。

二. 人名辞典と国民政府の任免書類にみえる「周憲文」

中国の人名を調べる工具書類は最近、格段にその記述が正確になっている。例えば、民国時期の人物を調べる際にまず手に取ることの多い『民国人物大辞典』（河北人民出版社、一九九一年）で「周憲文」を見てみよう。それによれば、

「周憲文（一九〇七〜？）。浙江省黄巖人。一九〇七年生まれ。一九三一年日本京都帝国大学経済学部で学ぶ。

その後、中華書局の編集を担当。一九三三年には中国の駐日本留学生監督を命じられ、帰国後は国立暨南大学

教授と学部長などを歴任し、福建分校の校長をした。一九三七年の日中戦争勃発後は、東南聯合大学準備委員会の副主任を担当した⁽³⁾。

と書かれていて、その内容から、日本留学の経験があることがわかる。

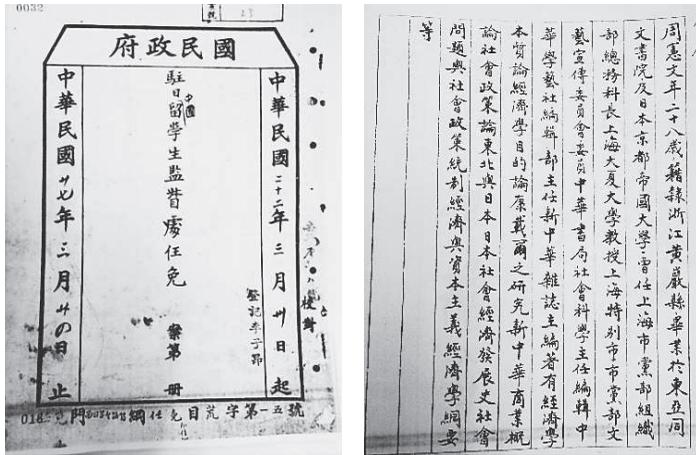
その後、二〇〇七年に増補改訂された『民国人物大辞典』（河北人民出版社）にはより詳細な記述がみられる。

「周憲文（一九〇七～一九八九）。十七歳で高校を中退し、日本に留学した。関東大地震にあつて帰国し、上海同文書院に入学した。一九二八年に同文書院から選拔され、日本京都帝国大学に留学し、経済学を学んだ。

一九三一年に学業を終えて帰国、中華書局を創建した陸費逵の招きに応じて編集を担当した。一九三二年、冬には銭歌川等と半月刊『新中華』を刊行することに尽力した。一九三四年には中国駐日本公使館留学生監督を命じられたが、翌年、帰国し国立⁽⁴⁾南大学の経済学教授兼任主任を務めた（後略⁽⁴⁾。」と書かれている

生没年と上海の東亜同文書院に在籍していたという新しい情報が加わった他、戦後の台湾での活躍部分が大幅に補強されていることから、台湾の資料を参考に改訂があつたことが分かる⁽⁵⁾。

さて、最近、台湾の国史館で複写した教育部関連の資料をいよいよ整理する必要があるがあつてファイルを開いたところ、ちょうど「周憲文」が駐日留学生監督に任命された時の履歴書を見つけたことができた。資料の表紙には「駐日中国留学生監督処任免」と「一九三三年三月三〇日起―一九三八年三月二〇日止」と書いてあり、その中の一文が「修正駐日留学生監督処組織大綱第二条の規定」により前任の駐日留学生監督黄霖生を免職して、「周憲文」を後任に充てるといふ、「府字 第三〇八四号」（一九三四年五月一九日）であつた。



【図1】「駐日中国留学生監督処任免」(台湾、国史館、檔案号:任01・8 (3)の表紙と周憲文の履歴書、一九三三年三月三〇日起—一九三八年三月二〇日止]

この任命を上申する文章には「周憲文」の履歴が添付されており、これまでの人名事典よりも詳しい事情が記されている。それによれば、周憲文は、

「東亜同文書院と日本京都帝國大学を卒業し、上海市党部組織部総務科長、上海大夏大学の教授、上海特別市党部文芸宣伝委員会の委員を歴任した。そのあと、中華書局の社会科学主任編集をへて中華学芸社編集部主任、新中華雑誌の主編を担当した。著書として経済学本質論、経済学目的論、康載爾之研究、新中華商業概論、社会改革論、東北と日本、日本社会経済発展史、社会問題与社会政策、統制経済与資本主義、経済学綱要等がある」(下線は引用者によるもの)⁽⁶⁾

これにより周憲文が日本留学から戻った後、上海市の国民党党部の組織部で仕事した経歴を持ち、その因縁で駐日留学生監督という公職に就いたことが分かったので、謎が一つ解けたことになる。ただし、個人の履歴書の多くは、人の目に触れることを前提につくられるものなので、その

人物がもつ影の部分が表に出ることはない。果たして、周憲文の場合はどのような影の部分があるのだろうか。

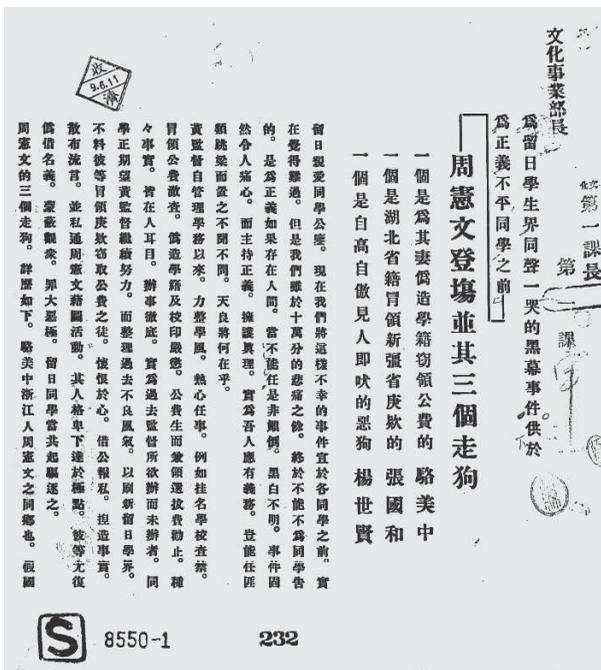
三、日本の外務省外交史料館の資料の中の「周憲文」

周憲文が駐日留学生監督に就任する前後の経歴は以上で一部が明らかになったが、日本の外務省外交史料館の資料では、日本留学を終え、上海市の仕事に従事したのち、明確な展望をもって中国人留学生問題に対して解決策を提示する周憲文とはまた違う一面が垣間見れる。

すなわち、日本の外務省が所蔵する資料の「周憲文登場並其三個走狗」（一九三四年六月一日）によれば、周憲文は留学生監督として就任後、留学生の選定と経費の問題で、幾つかの疑惑に巻き込まれていったようである。その記述によれば、周憲文は、（1）同じ浙江省出身の留学生であった駱美中が国民党東京支部の常務委員名義で、妻の学籍を偽造し、公費の留学生選抜費と党費を詐取した疑惑、（2）湖北省籍の張国和が自分の出身省ではない新疆省枠の義和団賠償金を受けとったという横領の疑惑、（3）時光雑誌の創刊を名目に詐欺行為を繰り返す楊世賢と手を組んだという三つの疑惑にかかわった「黒幕」として、「中華留日学生主持正義同人」の告発を受けていた。⁷⁾

留学生らによる周への告発と抗議はこの一回に留まらず、三か月後には、「驅周委員会告同学書」という抗議文が外務省の東方文化事業部にまで届けられる事件へと発展した。

この「驅周委員会告同学書」によれば、周憲文は、



【図2】「周憲文登場並其三個走狗」(日本外務省外交史料館、
「監督周憲文排斥二関スル件」、アジア歴史資料センター、
【フランススコード】B05015574100より。

(1) 現在、学生として在籍している人を職員として採用してはならないという規定を無視し、法政大学の留
学生宋崇文を留学生監督処の総務科長として任命したこと、

(2) 勤務時間を守らず、遅刻と早退を繰り返す、一か月の半分ほどしか業務を行っていないこと、

(3) 日本の各大学が設けている高等専攻科、または研究科を卒業した中国の学生が帰国後、官僚、学者とし

て大いに活躍しているにも関わらず、
それらの科を卒業した留学生の身分を
認めないこと、

(4) 前任者の留学生監督黄霖生が認め
ていた東京の華僑学校に対する経費補
助が、周憲文の代に至って中止になっ
たこと、

(5) 一九三四年六月に上野東京府美術
館で開催された「留日中華学生美術展
覧会」の会場で発生した留学生薛瀛生
による「暴力事件」に対して、周憲文
が司法上の判断(刑法、民法)を仰が
ず、年齢が若い学生であることを理由

この周憲文に対する不信任運動はその後もなかなか収まらず、一月に入ってから被害者の王文溥が仲間を糾合し、周憲文追放を主張するビラを作成したのが、上記の「驅周委員会告同学書」であった。日本の警視庁の調査（一九三四年一月）によれば、このビラは、本郷区根津の西須賀町九六の森印刷所で一千部が印刷され、約一〇〇部が中央党部、国民政府教育部、各省教育庁、各省大学専門学校、各新聞社宛て発送され、残りの九〇〇部は日本国内各地の留日同学会、各省留日同郷会に発送される予定であったという。

そして、この事件はいよいよ日本国内を越え、中国上海にまで飛び火していく。すなわち、上海総領事の石射猪太郎が一九三四年二月一日に外務大臣広田弘毅に送った「機密第一四二二号」の「中国留日学生監督に対する反対宣伝に関する件」では、上海での動きを次のように伝えている。

「(留日学生駆周委員会という団体組織は)「驅周委員会の同学に告ぐる書」と題する別添訳文の如き宣伝文を当地各中国新聞社及公共機関等相当多方面に郵送したる模様なり(但し当地新聞中之を掲載せるは一、二の小新聞のみに留まれり)。而して其の内容は周憲文の罪状なるもの十箇条を掲げて彼の免職懲戒せらるべき所以(後略)」であるとする。

そして、同報告は、今回の周憲文の不信任運動は、「単に留日学生のみをの発動に依りて起れるものに非ずして其の背後には何人か周の地位を奪ひて之に代わらんと欲する者の策動ありたる結果ならむとの趣なり」といつて、今回の運動がある種の政治や権力闘争という背景に絡んでいるとも指摘している。⁽¹⁰⁾

以上、駐日留学生監督処監督「周憲文」の経歴を調べていく途中で見るようになった大陸側の人名事典、台

湾側の教育部関連の公文書、日本側の外務省外交史料館の外交記録について、その一部を紹介した。歴史資料の中に相反する内容の資料が混在することはよくある話で、留日学生監督の周憲文のケースも、ありふれた歴史の事象の一つかも知れない。しかし、ことの真相に思いを馳せることもまた、歴史の研究に関わる者の喜びの一つであることに違いない。周憲文に関連する日本側の外交文書は、合計で約三〇件あるとのことだから、その他のファイルにも、「周憲文」不信任事件の真相に迫る資料が含まれている可能性は高い。また、中華民国教育部の公文書にも時の真相をうかがえる資料が現存しているものと思われる。新たな発見があったらまた次に報告したい。

注

- (1) 近年の資料状況については、大里浩秋・孫安石編『留學生派遣から見た近代日中関係史』（御茶の水書房、二〇〇九年）所収の各論文を参照。
- (2) 『教育雑誌』第二四巻、第一号（一九三四年）、一七三頁を参照。
- (3) 徐友春主編『民国人物大辞典』（河北人民出版社、一九九一年）の五三七を参照。
- (4) 徐友春主編『民国人物大辞典』（河北人民出版社、二〇〇七年）の九四一を参照。
- (5) 台湾側の周憲文関連の資料については、頼建誠「台湾研究文献的重生者：周憲文先生」(<http://blog.ylib.com/ai/Archives/2008/04/1/5852>)を参照。

参照。

- (6) 「駐日中国留學生監督処任免」（台湾、国史館、檔案号：任〇一・八（二）の資料を参考。
- (7) (8) (9) (10) 日本外務省外交史料館、「監督周憲文排斥ニ関スル件」一九三四年九月六日、駐日留學生監督所関係雜件 第三卷、アジア歴史資料センター、【レファレンスコード】B05015574100を参照。

本稿完成後、「中華民国留日学生監督処の研究一九一〇年代から一九三〇年代を中心に」（大里浩秋・孫安石編『近現代中国人日本留學生の諸相—「管理」と「交流」を中心に』、御茶の水書房、二〇一五年三月）を発表した。中華民国時期の留日学生監督処の組織と業務、そして、日本外務省との関係についてより詳細を論じた論考であるので、併せて参考にしてほしい。